

令和4年9月22日

食品リサイクル法の基本方針の見直しに関する意見

一般財団法人食品産業センター環境委員会副委員長
(味の素株式会社サステナビリティ推進部長)

高 取 幸 子

1. 食品廃棄物のエネルギー利用の促進に向けた食品リサイクル法の基本方針の見直しについて、基本的に賛成します。

食品廃棄物のエネルギー利用の促進は、食品リサイクル・食品ロス削減の観点だけでなく、GHG 排出ネットゼロなどを含めた環境課題へのトータルの対応として見ていく必要があります。日本ではバイオマス発電の燃料が十分でない状況の中で、廃棄処分されていた食品廃棄物をバイオマスエネルギーに変換することを促す今回の基本方針の見直しによりバイオマス発電やメタン発酵（発電）を加速させることは、CO2 削減や再生可能エネルギー調達のためのイノベーションを進めるものと評価できると考えます。

2. 食品廃棄物のエネルギー使用を促進することは有意義ですが、9月2日に開催された食料産業部会で委員から発言があったように、発生した食品廃棄物を再生利用する以前に、食品廃棄物の発生を抑制することが重要であると考えます。

こうした観点から、学校給食や社員食堂・福祉施設などの食品廃棄物の再生利用を食品産業事業者と同様のスキームで促進させることはよいことですが、再生利用の前に廃棄物を出さないこと・食べ切ることへの方策も重要と考えます。

また、事業者が食品廃棄物の再生利用を進めると同時に、食品ロスを出さないために食育等の普及・啓発を通じた生活者のリテラシー向上が重要と考えます。基本は、食品ロスを出さないように努めること、その上で発生した食品ロスは徹底的に有用化することが筋となります。

食品ロスの定義や測定方法については、グローバルなルールが明確に定まっておらず、企業の実務においてどこまでを食品ロスととらえるか判断に悩む場合があることから、世界の動向も見据えながら、わかりやすく定義、設定いただければと思います。

3. 食品廃棄物の再生利用については、現在の基本方針で定められている飼料化、肥料化、エネルギー利用の順（ヒエラルキー）で進めるのが正しいと思います。バイオマス発電やメタン発酵の位置づけは飼料化、肥料化の後になると考えます。

なお、熱回収の要件を定めた省令については、食品廃棄物が発生する事業所等から7.5 Km の範囲に飼料・肥料を製造する施設がないことを証明しないと食品リサイクル法の再

生利用として認められないなど厳格な運用が行われています。

熱回収は食品廃棄物のエネルギー利用の一形態であり、特に飼料・肥料として再生利用できない物性の食品廃棄物を化石燃料の代わりに燃料としての活用などを促すことが適当と考えます。

また、食品廃棄物のエネルギー利用を進める観点に加えて、食品廃棄物を化石燃料に代わる燃料として利用することによる CO2 削減効果や、遠方の飼料・肥料の製造を行う施設に運ぶ場合の GHG 排出量増加など環境負荷を総合的に評価し、食品リサイクル法の熱回収の要件の緩和を検討すべきと考えます。

4. 食品リサイクル法の廃棄物処理法の特例については、我々企業にとっては食品廃棄物のリサイクルに取り組む上で有効活用がしやすいので大歓迎ですが、実際の運用において市町村の判断により取組みに差が生じることのないよう、国として運用の実態を検証し、各市町村の判断によって食品リサイクル法の廃棄物処理法の運用が異なることがないよう国がしっかり後押ししていただければと思います。